

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

○教委規則

- 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山口県文書館規則の一部を改正する規則……………二



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表学校安全・体育課の項中「学校体育班」を「学校体育班 高校総体推進班」に改める。

第十二条の表学校安全・体育課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 全国高等学校総合体育大会の総合調整に関すること。
第五十一条第五号中「文書」の下に「及び特定歴史公文書」を加え、同条に次の一号を加える。

八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立小野田高等学校の項中

夜	普通科 3又は4	1	を
---	-------------	---	---

に改め、「定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集

を停止する。」を削り、同表山口県立厚狭高等学校の項中

夜	商業科 3又は4	1
---	-------------	---

を

に改め、「北校舎及び南校舎を置く。定時制課程商業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。」を

に改め、別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項

中

産業情報科	3	8
産業科	3	1

を

産業情報科	3	8
-------	---	---

度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立宇部総合支援学校の項中

普通科	3	1
産業科	3	1

を「普通科 3 1」に改め、「高等部産業科は、令和4年度

から生徒募集を停止する。」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県文書館規則の一部を改正する規則

山口県文書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「文書を」を「文書若しくは特定歴史公文書を」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。